◇宅地建物取引業法の一部を改正する法律（法律第五六号）（国土交通省）

1　既存の建物の取引における情報提供の充実

(一)　宅地建物取引業者は、既存の建物の売買又は交換の媒介の契約を締結したときは、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を記載した書面を依頼者に交付しなければならないこととした。（第三四条の二関係）

(二)　宅地建物取引業者は、既存の建物の取得者又は借主となる者に対して、当該既存の建物の売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、建物状況調査の結果の概要並びに建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況について記載した書面を交付して説明をさせなければならないこととした。（第三五条関係）

(三)　宅地建物取引業者は、既存の建物の売買又は交換の契約が成立したときは、建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書面を当事者に交付しなければならないこととした。（第三七条関係）

2　宅地建物取引業の業務の適正化及び効率化

(一)　媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、当該媒介契約の目的物である宅地又は建物の売買又は交換の申込みがあったときは、遅滞なく、その旨を依頼者に報告しなければならないこととした。（第三四条の二関係）

(二)　宅地又は建物の取得者又は借主となる者が宅地建物取引業者である場合における重要事項の説明については、説明を要せず、重要事項を記載した書面の交付のみで足りることとした。（第三五条関係）

3　営業保証金制度等の改善

宅地建物取引業者と宅地建物取引業に関し取引をし、その取引により生じた債権に関し、営業保証金又は弁済業務保証金について弁済を受ける権利を有する者から、宅地建物取引業者を除くこととした。（第二七条及び第六四条の八関係）

4　宅地建物取引士等に対する研修の充実

(一)　宅地建物取引業者を直接又は間接の社員とする一般社団法人に対して、宅地建物取引士等に対する研修の実施に要する費用を助成できることとした。（第六四条の三関係）

(二)　宅地建物取引業者を直接又は間接の社員とする一般社団法人は、宅地建物取引士等がその職務に関し必要な知識及び能力を効果的かつ効率的に習得できるよう、体系的な研修を実施するよう努めなければならないこととした。（第七五条の二関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、1に関する規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五七号）（財務省）

一　酒税法の一部改正関係

1　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八四条又は二2による命令に違反した場合は、酒類の製造免許等を取り消すことができることとした。（第一二条及び第一四条関係）

2　免許の申請者が1により酒類の製造免許等を取り消された場合を製造免許等の要件に加えるほか、一定の事由により酒類の製造免許等を取り消された者である場合の製造免許等の要件を当該酒類の製造免許等を取り消された日から三年を経過するまでの者である場合とすることとした。（第一〇条関係）

二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正関係

1　酒類に関する公正な取引の基準（第八六条の三関係）

(一)　財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類製造業者等」という。）が遵守すべき必要な基準（以下「公正な取引の基準」という。）を定めるものとすることとした。

(二)　財務大臣は、公正な取引の基準を定めるに当たっては、酒類製造業者等の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意しなければならないこととした。

(三)　財務大臣は、(一)により公正な取引の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならないこととした。

(四)　財務大臣は、公正な取引の基準を遵守しない酒類製造業者等があるときは、その者に対し、当該公正な取引の基準を遵守すべき旨の指示をすることができることとした。

(五)　財務大臣は、(四)の指示に従わない酒類製造業者等があるときは、その旨を公表することができることとした。

(六)　財務大臣は、おおむね五年ごとに公正な取引の基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとすることとした。この場合においては、(二)及び(三)を準用することとした。

2　公正な取引の基準に関する命令（第八六条の四関係）

財務大臣は、1(四)の指示を受けた者がその指示に従わなかった場合において、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該指示に係る公正な取引の基準を遵守すべきことを命令することができることとした。

3　国税審議会への諮問（第八六条の八関係）

財務大臣は、1(一)により公正な取引の基準を定めようとするとき（1(六)により公正な取引の基準を改正しようとするときを含む。）は、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならないこととした。

4　酒類販売管理研修の義務化等（第八六条の九関係）

(一)　酒類小売業者は、酒類の販売業務に従事する者であって、酒類の販売業務に関する法令（酒税法、この法律、未成年者飲酒禁止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、アルコール健康障害対策基本法その他の財務省令で定める法令をいう。）に係る研修（以下「酒類販売管理研修」という。）を受けたもののうちから酒類販売管理者を選任することとした。

(二)　酒類小売業者は、酒類販売管理者に、財務省令で定める期間ごとに、酒類販売管理研修を受けさせなければならないこととした。

(三)　財務大臣は、酒類小売業者が(二)を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとした。

(四)　財務大臣は、(三)による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができることとした。

(五)　酒類小売業者は、その販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に酒類販売管理研修を受けた日等の事項を記載した標識を掲げなければならないこととした。

5　質問検査権の拡充（第九一条関係）

財務大臣の質問検査権の対象に、酒類業組合等又は酒類製造業者等とその事業に関して関係のある事業者を追加することとした。

6　公正取引委員会との関係（第九四条関係）

(一)　財務大臣は、1(一)による公正な取引の基準の制定（1(六)による公正な取引の基準の改正を含む。）をしようとするときは、あらかじめ公正取引委員会に協議しなければならないこととした。

(二)　公正取引委員会は、酒類製造業者等の酒類の取引に関し、公正な取引の基準に違反する事実があると思料するときは、財務大臣に対し、その事実を報告するものとすることとした。

(三)　財務大臣は、酒類製造業者等の酒類の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告するものとすることとした。

7　罰則（第九八条関係）

次のいずれかに該当する者は、五〇万円以下の罰金に処することとした。

①　2による命令に違反した者

②　4(四)による命令に違反した者